

(1) 事務事業の一元化について

事務事業一元化総括表

番号	事務事業名	ランク	調整区分	調整方針
1	議員報酬等			「議会議員の定数及び任期の取扱い」と併せて調査、審議し、その結果により、合併協議会への協議事項とするか否かを検討する。
2	政務調査費	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
3	議会国際交流	C	合併時に統合	新市における友好都市交流の状況等を勘案しつつ、合併時に相模原市の制度に統合する。
4	請願及び陳情	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
5	議会報の発行	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
6	本会議	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
7	常任委員会	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
8	特別委員会	C	速やかに統合	運営方法については、相模原市の制度に統合し、新たに設置する委員会については、合併後に決定する。
9	議会運営委員会	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
10	任意の協議組織	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
11	委任専決事項	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。
12	議会刊行物	C	合併時に統合	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

事務事業名							
1	議員報酬等						
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課 題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【議員報酬】 報酬額 議長 : 779,000円/月 副議長 : 713,000円/月 委員長 : 議員と同額 副委員長 : 議員と同額 議員 : 670,000円/月×44人</p> <p>報酬支払日: 毎月20日</p> <p>【期末手当】 支給額 報酬月額に1.45を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額</p> <p>支給割合 6月期 100分の160 12月期 100分の170</p> <p>【費用弁償】 内容 議会、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したときに公共交通機関を利用した場合の実費を支給する。</p> <p>日当(1日につき) 派遣地域により日当を支給する。 甲地域: 3,300円 乙地域: 2,300円 丙地域: 1,300円</p> <p>宿泊料(1夜につき) 16,500円を上限とする。</p> <p>【議員年金】 市負担分 ・ 共済会市負担金 標準報酬月額(620,000円)×10.5/100×12月×46人 ・ 共済会事務負担金 13,000円/年×46人</p>	<p>【議員報酬】 報酬額 議長 : 388,000円/月 副議長 : 312,000円/月 委員長 : 議員と同額 副委員長 : 議員と同額 議員 : 284,000円/月×14人</p> <p>報酬支払日: 毎月16日</p> <p>【期末手当】 支給額 報酬月額に1.20を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額</p> <p>支給割合 6月期 100分の245 12月期 100分の245</p> <p>【費用弁償】 内容 公務により公共交通機関を利用した場合に実費支給する。 (本会議、委員会に出席した場合の費用弁償の支給なし)</p> <p>日当(1日につき) 支給なし</p> <p>宿泊料(1夜につき) 15,000円</p> <p>【議員年金】 町負担分 ・ 共済会町負担金 標準報酬月額(280,000円)×11.0/100×12月×16人 ・ 共済会事務負担金 14,700円/年×16人</p>	<p>【議員報酬】 報酬額 議長 : 391,000円/月 副議長 : 314,000円/月 委員長 : 292,000円/月×4人(常任委員長・議会運営委員長) 副委員長 : 議員と同額 議員 : 287,000円/月×12人</p> <p>報酬支払日: 毎月16日</p> <p>【期末手当】 支給額 報酬月額に1.20を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額</p> <p>支給割合 6月期 100分の230 12月期 100分の245</p> <p>【費用弁償】 内容 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したときに公共交通機関を利用した場合の実費を支給。ただし、自動車その他交通用具を利用する場合は、自宅よりの片道距離の区分に応じて支給する。</p> <p>日当(1日につき) 派遣地域により日当を支給する。 2,200円(津久井町、城山町、相模湖町、藤野町、愛川町、清川村及び山梨県道志村のうち月夜野地区を除く地域)</p> <p>宿泊料(1夜につき) 11,000円</p> <p>【議員年金】 町負担分 ・ 共済会町負担金 標準報酬月額(290,000円)×11.0/100×12月×18人 ・ 共済会事務負担金 14,700円/年×18人</p>	<p>【議員報酬】 報酬額 議長 : 351,500円/月 副議長 : 275,500円/月 委員長 : 議員と同額 副委員長 : 議員と同額 議員 : 247,000円/月×10人</p> <p>報酬支払日: 毎月末</p> <p>【期末手当】 支給額 報酬月額に1.15を乗じて得た額に支給割合を乗じた額から15パーセントを引いた額</p> <p>支給割合 6月期 100分の210 12月期 100分の230</p> <p>【費用弁償】 内容 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したときに公共交通機関を利用した場合の実費を支給。自動車その他交通用具を利用する場合も、自宅からの片道運賃の区分に応じて支給する。</p> <p>日当 なし。 ただし、公共交通機関を利用した場合は実費を支給する。</p> <p>宿泊料(1夜につき) 15,000円</p> <p>【議員年金】 町負担分 ・ 共済会町負担金 標準報酬月額(250,000円)×11.0/100×12月×12人 ・ 共済会事務負担金 14,700円/年×12人</p>	<p>報酬、期末手当の支給額・支払日及び費用弁償の支給額・対象が異なる。特例措置の内容により、財政的な影響が大きくなることも想定される。</p>	<p>「議会議員の定数及び任期の取扱い」と併せて調査、審議し、その結果により、合併協議会への協議事項とするか否かを検討する。</p>	

事務事業一元化調書

事務事業名						
2	政務調査費					
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【趣旨】 相模原市議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派（1人会派を含む） 又は会派に所属しない議員</p> <p>【交付額】 70,000円×12月×46人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年2回に分け（4月、10月）交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査活動費 ・研究研修費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・人件費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 市へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派又は議員が5年間保存する。</p>	<p>【趣旨】 城山町議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派（1人会派を含む）</p> <p>【交付額】 10,000円/12月×16人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年1回（4月）交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査研究費 ・研修費 ・会議費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 町へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派が5年間保存する。</p>	<p>【趣旨】 津久井町議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派（1人会派を含む）又は議員</p> <p>【交付額】 8,000円/12月×18人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年1回（4月）交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査研究費 ・研修費 ・会議費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 町へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派又は議員が5年間保存する。</p>	該当なし	交付額、交付時期が異なる町や実施していない町がある。	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

事務事業名						
3	議会国際交流					
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市と友好都市との相互理解及び友好交流を深め、もって議員の国際感覚の高揚と恒久的な世界平和に寄与する。</p> <p>【友好都市】 カナダ・トロント市 中国・無錫市</p> <p>【交流事業】 各友好都市へそれぞれ隔年で、議員団を派遣する。</p> <p>友好訪加団（平成16年度） ・訪問者：議員6名、随員職員1名 ・時期（期間）：7月（8日間）</p> <p>友好訪中団（平成15年度） ・訪問者：議員6名、随員職員1名 ・時期（期間）：10月（7日間）</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>特になし</p>	<p>新市における友好都市交流の状況等を勘案しつつ、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

事務事業名									
4	請願及び陳情								
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針			
【事務事業の内容】	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨・提出年月日・住所・氏名・代表者印</p> <p>紹介議員 署名又は記名押印</p> <p>提出期限 定例会招集日の前日午後五時までに提出されたものは当該定例会に上程する。又、閉会日の2日前までに提出されたものは当該定例会の最終日に上程し、閉会中継続審査とする。</p> <p>審査方法 本会議上程・説明・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を、全会一致で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を定例会最終日の本会議に提出する。</p> <p>提出者への通知 本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>処理経過 採択し、市長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を次年度の決算審査の際に文書で求める。</p> <p>結果報告</p> <p>【陳情】 請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】 提出者が市外の場合は、原文のコピーを配付するのみで、審査は行わない。</p>	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨・提出年月日・住所・氏名・代表者印</p> <p>紹介議員 署名又は記名押印</p> <p>提出期限 定例会招集日の約1週間前に開催される議会運営委員会の、2日前までに提出されたものは、当該定例会に上程する。以降、会期中に提出されたものは、議会運営委員会の判断による。</p> <p>審査方法 (1) 本会議上程・説明・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決 (2) 本会議上程・説明・委員会付託省略・採決 (1、2の審議方法については、議会運営委員会で決定する)</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの 趣旨採択とすべきもの</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を、全会一致で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を定例会最終日の本会議に提出する。</p> <p>提出者への通知 本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>処理経過 採択し、町長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を文書で求める。</p> <p>結果報告</p> <p>【陳情】 請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】 持参の場合と同様に取り扱う。</p>	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨(邦文による)・提出年月日・住所・氏名・代表者印</p> <p>紹介議員 記名押印</p> <p>提出期限 定例会招集日の1週間前の議会運営委員会までに提出されたものは当該定例会に上程する。以降会期中に提出されたものは議会運営委員会の判断による。</p> <p>審査方法 本会議上程・説明・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの 趣旨採択とすべきもの (一部採択とすべきもの)</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を全会一致で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を定例会最終日の本会議に提出する。</p> <p>提出者への通知 本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>処理経過 採択し、町長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を文書で求める。</p> <p>結果報告</p> <p>【陳情】 請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】 提出者が町外の場合、議会運営委員会の判断により、原文のコピーを配付するのみで、審査を行わない場合もある。</p>	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨(邦文による)・提出年月日・住所・氏名・代表者印</p> <p>紹介議員 記名押印</p> <p>提出期限 議会運営委員会前日までに提出されたものは当該定例会に上程する。</p> <p>審査方法 本会議上程・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの 趣旨採択とすべきもの</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を過半数以上の賛成で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を本会議に提出する。</p> <p>提出者への通知 本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>処理経過 採択し、町長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を文書で求める。</p> <p>結果報告</p> <p>【陳情】 請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】 持参の場合と同様</p>	<p>請願・陳情の受付期日、審査方法、結果等の取扱いが異なる。</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>			

事務事業一元化調書

事務事業名							
5	議会報の発行						
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【目的】市議会の活動状況を広く市民に周知し、議会及び市政に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【歳入予算額の内訳】 ・身体障害者福祉費補助金：620,000円</p> <p>【発行回数】 ・定例号 年4回（定例会終了後概ね1か月後に発行。タブロイド判8ページ。各号上限印刷部数：223,000部） ・臨時号1回（臨時会後に発行。タブロイド判2ページ。上限印刷部数：224,000部）</p> <p>【配布対象】 市内全戸配布</p> <p>【配布方法】（部数の数値は平成16年5月発行号） ・新聞折込：215,540部 ・郵送：1,710部（新聞未購読世帯は郵送。市民から広聴広報課に申し込まれた希望者のデータを基に送付） ・鉄道13駅及び公民館等の市内公共施設68か所に配置</p> <p>【点字版・録音版】 ・点字版50部と録音版140組（テープ）の作成</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：5,821,000円 ・委託料：8,029,000円（内訳） 新聞折込：6,703,130円 郵送業務：152,245円 点字版：510,450円 録音版：662,550円</p> <p>【編集の方法】 ・議会事務局で原稿・割り付け案を作成し、議会運営委員会で割り付け案を承認 ・編集委員会の設置なし</p> <p>【縮刷版の作成】 ・50号ずつにまとめて、昭和55年度と平成5年度（第二集）に縮刷版を発行した。</p>	<p>【目的】町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【歳入予算額の内訳】 ・歳入予算なし</p> <p>【発行回数】 ・定例号 年4回（定例会の翌々月の1日に発行。A4判2色刷り・再生紙14～16ページ。各号上限印刷部数：6,900部） ・臨時号を議員改選時に発行。（A4判2色刷り・4ページ。上限印刷部数：6,900部）</p> <p>【配布対象】 町内全戸配布</p> <p>【配布方法】（部数の数値は平成16年5月発行号） ・自治会経由各戸配布（広報「ぶりにーず」と同時配布のため、町民課町民情報班に配布を依頼）：6,545部 ・自治会未加入世帯については、町民課情報コーナー等に備え付け、希望者に配布。 ・町公共機関、JR橋本駅、町内金融機関、町内コンビニエンスストアなどに配置</p> <p>【点字版・録音版】 ・録音版2組（テープ）の作成・貸出し</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：1,221,000円 ・消耗品費 9,000円</p> <p>【編集の方法】 ・原稿の一部を当該議員に依頼し、残りの原稿と割り付けを議会事務局が作成した後、議会日より編集委員会で確定する。 ・議会日より編集委員会（任意：委員6名）</p> <p>【縮刷版の作成】 なし</p>	<p>【目的】町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【歳入予算額の内訳】 ・歳入予算なし</p> <p>【発行回数】 ・定例号 年4回（定例会の翌々月の1日に発行。A4判・再生紙14～16ページ。各号上限印刷部数：9,000部） ・臨時号を議員改選時に発行。（A4判4ページ。上限印刷部数：9,000部）</p> <p>【配布対象】 町内全戸配布</p> <p>【配布方法】（部数の数値は平成16年5月発行号） ・自治会経由各戸配布（広報「つくい」と同時配布のため企画政策室広報係に配布を依頼）：8,664部 ・自治会未加入世帯については、企画政策室町政情報係・各支所等に備え付け希望者に配布。 ・その他町公共機関（会館・学習センター等）9か所に配置</p> <p>【点字版・録音版】 なし</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：1,092,000円 ・報償費（謝礼）70,000円（議会日よりモニター7人（×年額10,000円）を委嘱、任期2年、発行ごとにアンケートにより意見等を聴取、モニター会議を年間2回程度開催）</p> <p>【編集の方法】 ・原稿の一部を当該議員に依頼し、残りの原稿と割り付けを議会事務局が作成した後、特別委員会で確定する。 ・議会日より特別委員会を設置（委員7名）</p> <p>【縮刷版の作成】 なし</p>	<p>【目的】町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【歳入予算額の内訳】 ・歳入予算なし</p> <p>【発行回数】 ・定例号 年4回（定例会の翌々月の1日に発行。A4判・12ページ。印刷部数：3,400部）</p> <p>【配布対象】 自治会員の全戸へ配布</p> <p>【配布方法】 ・自治会経由各戸配布（広報「さがみこ」と同時配布のため企画財政課広報班に配布を依頼）：3,059部 ・自治会未加入世帯については、企画財政課に備え付け希望者に配布。 ・その他町公共機関（会館・診療所・駅等）16か所に配置</p> <p>【点字版・録音版】 なし</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：1,071,000円</p> <p>【編集の方法】 ・事務局で一部を原稿・割り付けをし、残りを編集委員会で原稿・割り付け・校正をする。 ・議会日より編集委員会を設置（委員7名）</p> <p>【縮刷版の作成】 なし</p>	配布及び編集等が一部異なる。	合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

事務事業名							
6	本会議						
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課 題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【本会議場の位置】 相模原市役所内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 2月(3月定例会) 6月(6月定例会) 8月(9月定例会) 11月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 提出議案の一括説明 第2日 提出議案に対する一括質疑(呼称は総括質疑)・委員会付託・請願陳情委員会付託 第3日 委員会審査報告・表決・一般質問 第4日 一般質問 第5日 一般質問・意見書等</p> <p>【会議時間】 午前9時30分から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 委員会付託が原則</p> <p>【予算・決算の審査方法】 予算、補正予算、決算ともに、各常任委員会へ所管部分ごとに完全分割付託を行う。本会議への報告は、各委員長が順次続けて行い、その後会計ごとに採決を行う。</p> <p>【総括質疑】 対象案件 定例会初日に説明を受け、委員会付託を行う議案 質疑者 会派代表者。ただし無所属議員も質疑ができる。 質疑順位 通告順 質疑時間 会派代表は概ね1時間(答弁含まず) 無所属議員は20分(答弁含まず) 質疑回数 3回</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順。ただし、議長の調整もある。 質問時間 1人20分を会派所属議員数に応じて会派に割り当てる。(答弁含まず) 質問回数 3回</p>	<p>【本会議場の位置】 城山町役場内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 3月(3月定例会) 6月(6月定例会) 9月(9月定例会) 12月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 提出議案の説明・表決(当初予算・決算・新規条例等を除く) 請願陳情委員会付託 第2日 当初予算・決算・新規条例委員会付託 第3日 委員会審査報告・表決・一般質問 第4日 一般質問・意見書等</p> <p>【会議時間】 午前9時30分から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情の一部については委員会付託</p> <p>【予算・決算の審査方法】 当初予算、決算は、提案の都度特別委員会を設置し、会計ごとに付託する。補正予算は、本会議で各会計ごとに説明、質疑、討論、採決を行う。 本会議へは、特別委員長が報告し、報告に対する質疑、討論の後、各会計ごとに採決する。</p> <p>【総括質疑】 なし</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順 質問時間 70分 質問回数 制限なし(1問1答)</p>	<p>【本会議場の位置】 津久井町役場内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 3月(3月定例会) 6月(6月定例会) 9月(9月定例会) 12月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 提出議案(当初予算・決算等を除く)ごとに説明、質疑、討論、表決 第2日 委員会審査報告(質疑・表決)・一般質問 第3日 一般質問・委員会審査報告(質疑・表決)・意見書等 (但し3月定例会の第2日以降は、次のとおり) (第2日:予算提案(町長所信表明)) (第3日:予算総括質疑・予算特別委員会付託) (第4日:一般質問) (第5日:一般質問・予算特別委員会審査報告(質疑・討論・表決)意見書等)</p> <p>【会議時間】 午前10時から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情については委員会付託</p> <p>【予算・決算の審査方法】 当初予算、決算は、提案の都度特別委員会を設置し、一括付託する。補正予算は、本会議で各会計ごとに説明、質疑、討論、採決を行う。 本会議へは、特別委員長が報告し、報告に対する質疑、討論の後、各会計ごとに採決する。</p> <p>【総括質疑】 対象案件 当初予算、決算 質疑者 議員(通告者) 質疑順位 通告順 質疑時間 制限なし 質疑回数 3回</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順 質問時間 制限なし 質問回数 3回</p>	<p>【本会議場の位置】 相模湖町役場内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 3月(3月定例会) 6月(6月定例会) 9月(9月定例会) 12月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 陳情付託 提出議案(条例、補正予算等)の質疑、表決 第2日 委員会審査報告(質疑・表決) 意見書提出 提出議案質疑、表決 一般質問 (3月議会は予算の提案説明、9月議会は決算表決) 第3日 一般質問 (3月議会は予算の質疑・表決)</p> <p>6、12月議会は2日間 3、9月議会は3日間</p> <p>【会議時間】 午前10時から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 特別会計当初予算、請願・陳情については委員会付託</p> <p>【予算・決算の審査方法】 特別会計当初予算は、各常任委員会へ付託する。一般会計当初予算、補正予算、決算は、本会議で各会計ごとに質疑、討論、採決を行う。 本会議へは、常任委員長が報告し、委員長報告に対する質疑の後、各会計ごとに採決する。</p> <p>【総括質疑】 なし</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順 質問時間 50分 質問形式 一問一答</p>	<p>定例会の開催回数は各市町とも同一であるが、本会議の運営等については、それぞれ異なる。</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

事務事業名							
6	本会議						
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課 題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【表決方法】 起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p> <p>【委員会付託を省略する案件】 人事・専決処分の承認・意見書・その他委員会付託をする暇のないもの</p> <p>【説明のための出席者】 市長・助役・教育長・収入役・部長・執行機関の事務局長・総務課長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項等】 監査報告・外部監査報告・専決処分の報告・公社等経営状況説明書・基金運用状況書・継続費精算報告・継続費繰越計算書・繰越明許費繰越計算書・事故繰越し繰越計算書・先行建築報告</p> <p>【臨時会】 5月臨時会では、常任委員会委員の選任等を行う。</p> <p>【議案配付】 定例会告示日の翌日、議員控室等に配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 90席 受付方法 傍聴券を交付 資料 貸与10部（日程等は配付）</p> <p>【本会議中継】 市役所本庁舎内での生中継（映像）</p> <p>【会議録】 速記法により会議録を作成し、印刷 製本後、議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録 利用対象者 市民（インターネット対応）・議員・職員</p> <p>【議決事項の追加指定】 なし</p>	<p>【表決方法】 起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p> <p>【委員会付託を省略する案件】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情・その他議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会へ付託していない。</p> <p>【説明のための出席者】 町長・助役・教育長・収入役・部長・課長・執行機関の事務局長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項】 監査報告、専決処分報告、公社経営状況説明書、継続費繰越計算書及び継続費清算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書、その他の行政報告</p> <p>【臨時会】 常任委員会の任期に合わせ議会役職改選のための臨時会を招集する。</p> <p>【議案配付】 定例会告示日に各議員（自宅）に職員が配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 40席（記者席兼用7席） 受付方法 傍聴券を交付 資料 日程表・一般質問要旨を配付</p> <p>【本会議中継】 町役場別館2階B会議室に生中継（映像）</p> <p>【会議録】 委託により調製し、各議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録 利用対象者 町民（インターネット対応）</p>	<p>【表決方法】 起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p> <p>【委員会付託を省略する案件】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情・その他議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会へ付託していない。</p> <p>【説明のための出席者】 町長・助役・教育長・収入役・総務課長・議案等に関する担当課長及び執行機関の事務局長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項】 法第180条の専決処分、町開発公社の事業及び収支決算、継続費繰越計算書及び継続費清算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書、その他の行政報告</p> <p>【臨時会】 常任委員会の任期に合わせ議会役職改選のための臨時会を招集する。</p> <p>【議案配付】 本会議に上程される日の1週間前に各議員（自宅）に職員が配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 34席 受付方法 受付順に傍聴席を指定 資料 日程表・一般質問要旨・座席表を配付</p> <p>【本会議中継】 町役場3階会議室に音声のみ</p> <p>【会議録】 委託により調製し、各議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録は町政情報コーナー、各支所等で閲覧可能 利用対象者 町民、その他</p> <p>【議決事項の追加指定】 （地方自治法第96条第2項関係） ・津久井町総合計画（基本計画）に関すること</p>	<p>【表決方法】 挙手採決または起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p> <p>【委員会付託を省略する案件】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情・その他議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会へ付託していない。</p> <p>【説明のための出席者】 町長・助役・教育長・総務課長・議案等に関する担当課長及び執行機関の課長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項】 監査報告、専決処分報告、公社経営状況説明書、継続費繰越計算書及び継続費清算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書、その他の行政報告</p> <p>【臨時会】 常任委員会の任期に合わせ議会役職改選のための臨時会を招集する。</p> <p>【議案配付】 本会議に上程される日の1週間前に各議員（自宅）に職員が配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 26席 受付方法 受付簿に住所・氏名を記入 資料 日程表・一般質問とりまとめ表を配付</p> <p>【本会議中継】 なし</p> <p>【会議録】 委託により調製し、各議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録は町政情報コーナー、公民館等で閲覧可能 利用対象者 町民、その他</p>			

事務事業一元化調書

事務事業名						
7	常任委員会					
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【委員会・定数・所管事項】 総務委員会(定数9) 秘書課、企画部、総務部、財務部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務に関すること並びに他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>民生委員会(定数9) 保健福祉部及び市民部の所管に属する事務に関すること</p> <p>環境経済委員会(定数9) 経済部、環境保全部、環境事業部、消防本部及び農業委員会の所管に属する事務に関すること</p> <p>建設委員会(定数9) 都市部、建築部及び土木部の所管に属する事務に関すること</p> <p>文教委員会(定数10) 教育委員会の所管に属する事務に関すること</p> <p>【委員の任期】 1年</p> <p>【開催方法】 1日1委員会。1日で終わらない場合は翌日開催</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【審査方法】 審査順序 議案(条例・事件・補正予算・当初予算・決算) 請願 陳情 審査方法 説明 質疑 討論 採決 表決方法 起立採決 継続審査案件 次定例会の委員会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 助役以下課長以上の職員</p>	<p>【委員会・定数・所管事項】 総務常任委員会(定数6) 総務部、会計班、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務に関すること並びに他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>文教民生常任委員会(定数5) 民生環境部及び教育委員会の所管に属する事務に関すること</p> <p>建設経済常任委員会(定数5) 経済部、環境保全部、環境事業部、消防本部建設経済部及び農業委員会の所管に属する事務に関すること</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【開催方法】 1日1委員会。1日で終わらない場合は散会し、別日程とする。</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【審査方法】 審査順序 議案 請願 陳情 審査方法 説明 質疑 討論 採決 表決方法 挙手採決 継続審査案件 閉会中及び次定例会の委員会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 案件毎に出席要求に対する執行部からの回答による。</p>	<p>【委員会・定数・所管事項】 総務常任委員会(定数6：実数5(議長が辞任)) 合併対策室、企画政策室、総務課、財務課、税務課、防災課、町民課、契約検査課、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、及び固定資産評価審査委員会事務局の所管に属する事務に関すること並びに他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>社会文教常任委員会(定数6) 健康福祉課、保険年金課、児童福祉課、環境課、及び教育委員会の所管に属する事務に関すること</p> <p>産業建設常任委員会(定数6) 都市計画課、産業経済課、建設課、上下水道課、及び農業委員会事務局の所管に属する事務に関すること</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【開催方法】 通常1日2委員会まで。当日審査等が終わらない場合は、散会し、別日程とする。</p> <p>【開会時間】 午前10時</p> <p>【審査方法】 審査順序 議案(新規条例) 請願 陳情 所管事務調査 審査方法 説明 質疑(討論) 採決 表決方法 起立採決。ただし、挙手、簡易採決を行う場合もある。 継続審査案件 閉会中、及び次期定例会の委員会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 助役(教育長)以下の職員</p>	<p>【委員会・定数・所管事項】 総務民生常任委員会(定数6) 企画財政課、総務課、合併推進課、会計課、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、町民課、健康福祉課、こども課及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>文教産業建設常任委員会(定数6) 教育委員会、産業環境課、都市整備課、下水道課及び農業委員会に関する事項</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【開催方法】 1日2委員会まで。当日審査等が終わらない場合は、散会し、別日程とする。</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【審査方法】 審査順序 請願 陳情 特別会計当初予算 審査方法 説明 質疑 採決 表決方法 挙手採決 継続審査案件 閉会中の委員会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 助役・課長</p>	<p>委員会数、所管事項、委員任期、審査方法等が、各市町で異なる。</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

事務事業名							
7	常任委員会						
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【委員会室】 3委員会室</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 傍聴席 第1委員会室 35席 第2委員会室 21席 資料 貸与10部（日程は配付）</p> <p>【記録】 速記者により会議録を1部作成</p> <p>【視察】 所管事項調査のため、年1回県外視察を行う。 予算額 1人90,000円</p>	<p>【委員会室】 役場別館 A 会議室</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 傍聴席 10席程度 資料 希望者に貸与（日程は配付）</p> <p>【記録】 録音テープにより会議録を2部作成（委託）</p> <p>【視察】 所管事項調査のため、年1回県外視察を行う。 予算額 1人当たり2泊3日（宿泊費及び交通費）</p>	<p>【委員会室】 3階 第1、第2会議室</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 傍聴席 必要に応じて設ける 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 審査、調査の必要に応じ委員を派遣（宿泊を伴わない）。 予算額 1人2,200円</p>	<p>【委員会室】 3階 第1、第2委員会室</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員長に諮る。 傍聴席 必要に応じて設ける 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 予算計上なし</p>			

事務事業一元化調書

事務事業名							
8	特別委員会						
市町村	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【委員会・定数・付議事件】 基地対策特別委員会（定数11） 基地対策について</p> <p>交通問題特別委員会（定数11） 新交通システムを含む市内交通網の整備について</p> <p>少子・高齢化対策特別委員会（定数11） 少子・高齢化に伴う諸問題に係る対策について</p> <p>防災対策特別委員会（定数11） 地震等大規模災害対策等について</p> <p>合併問題特別委員会（定数17） 合併問題等に関する調査研究について</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する調査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 助役以下課長級以上の職員</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 貸与10部（日程は配付）</p> <p>【記録】 速記者により会議録を1部作成</p> <p>【視察】 必要の都度行う。ただし宿泊を伴わない。 予算額 1人10,000円</p>	<p>【委員会・定数・付議事件】 市町村合併調査特別委員会（定数8） 市町村合併に関する調査について</p> <p>「役場庁舎事務室等連続無断侵入」及び「下水道使用料徴収問題」検査特別委員会（定数7） 役場庁舎事務室等連続無断侵入及び下水道使用料徴収問題に関する検査について（地方自治法98条）</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する調査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 案件毎に出席要求に対する執行部からの回答による。</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に貸与（日程は配付）</p> <p>【記録】 録音テープにより会議録を2部作成（委託）</p> <p>【視察】 必要の都度行う。（当初予算計上なし）</p>	<p>【委員会・定数・付議事件】 ダム対策特別委員会（定数8） 水質、河川の保全や湖岸対策など諸問題に関する審査</p> <p>行財政改革特別委員会（定数8） 行財政改革、地方分権に関する審査</p> <p>市町村合併問題特別委員会（定数16） 市町村合併に関する審査</p> <p>バス問題特別委員会（定数8） 公共交通対策に関する審査</p> <p>政治倫理調査特別委員会（定数8） 津久井町議会議員の政治倫理に関する条例第5条第2項に基づく調査及び審査</p> <p>議会だより特別委員会（定数7） 議会だよりに関する審査</p> <p>【委員の任期】 付託案件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前10時</p> <p>【活動方法】 付託案件に関する審査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 助役以下の職員</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 審査、調査の必要に応じ委員を派遣（宿泊を伴わない）。 予算額 1人2,200円</p>	<p>【委員会・定数・付議事件】 市町村合併調査特別委員会（定数12） 市町村合併に関する審査</p> <p>【委員の任期】 付託案件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【活動方法】 付託案件に関する審査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 助役・課長</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員長に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 バス借上げ料 52,500円</p>	設置委員会、委員数等が各市町で異なる。	運営方法については、相模原市の制度に統合し、新たに設置する委員会については、合併後に決定する。	

事務事業一元化調書

事務事業名							
9	議会運営委員会						
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【構成】</p> <p>委員選出要件 所属議員3人以上の会派 条例定数 13人以内 現行定数 8人 正副議長 常時出席 代理出席 議案等審査以外は可能</p> <p>【委員以外の議員の扱い】</p> <p>2人会派・無所属議員はオブザーバーとして出席し、発言は委員会の許可を得て行う。資料は配付。傍聴議員にも資料は貸与</p> <p>【任期】 1年</p> <p>【協議事項】</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会期に関する事 ・議事日程に関する事 ・議席の指定（変更）に関する事 ・議事の進行に関する事 ・発言の取り扱いに関する事 ・委員会付託に関する事 ・議会において行う選挙、選任に関する事 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事 ・特別委員会の設置に関する事 ・請願及び陳情の取り扱いに関する事 ・議員の辞任に関する事 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事 ・その他議事運営に関する事項 <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会及び議員にかかわる条例、請願、陳情等。ただし、議員の報酬等に関する条例は、例外として総務委員会に付託 <p>議長に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場の秩序維持に関する事 ・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考に関する事 ・市議会報の発行に関する事 ・議会関係各種会議、行事等に関する事 ・その他議長が必要と認めた事項 	<p>【構成】</p> <p>委員選出要件 特になし 条例定数 6人 現行定数 6人 正副議長 常時出席（議長のみ） 代理出席 不可能</p> <p>【委員以外の議員の扱い】</p> <p>委員会条例の定めるところによる。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【協議事項】</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会期に関する事 ・議事日程に関する事 ・議事の進行に関する事 ・発言の取り扱いに関する事 ・委員会付託に関する事 ・議会において行う選挙、選任に関する事 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事 ・特別委員会の設置に関する事 ・請願及び陳情の取り扱いに関する事 ・議員の辞任に関する事 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事 ・その他議事運営に関する事項 <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会及び議員にかかわる条例案等の提出 <p>議長の諮問に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場の秩序維持に関する事 ・議会関係各種会議、行事等に関する事 ・その他議長が必要と認めた事項 	<p>【構成】</p> <p>委員選出要件 副議長は委員となる 条例定数 7人 現行定数 7人 正副議長 常時出席（副議長は委員として出席） 代理出席 不可能</p> <p>【委員以外の議員の扱い】</p> <p>会議規則に定めるところによる。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【協議事項】</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会期に関する事 ・議事日程に関する事 ・議事の進行に関する事 ・発言の取り扱いに関する事 ・委員会付託に関する事 ・議会において行う選挙、選任に関する事 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事 ・特別委員会の設置に関する事 ・請願及び陳情の取り扱いに関する事 ・議員の辞任に関する事 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事 ・その他議事運営に関する事項 <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会及び議員にかかわる条例案等の提出 <p>議長の諮問に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場の秩序維持に関する事 ・議会関係各種会議、行事等に関する事 ・その他議長が必要と認めた事項 	<p>【構成】</p> <p>委員選出要件 各常任委員長は委員となる 条例定数 4人 現行定数 4人 正副議長 常時出席 代理出席 不可能</p> <p>【委員以外の議員の扱い】</p> <p>委員会条例に定めるところによる。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【協議事項】</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会期に関する事 ・議事日程に関する事 ・議事の進行に関する事 ・発言の取り扱いに関する事 ・委員会付託に関する事 ・議会において行う選挙、選任に関する事 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事 ・特別委員会の設置に関する事 ・請願及び陳情の取り扱いに関する事 ・議員の辞任に関する事 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事 ・その他議事運営に関する事項 <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会及び議員にかかわる条例案等の提出。 <p>議長の諮問に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場の秩序維持に関する事 ・議会関係各種会議、行事等に関する事 ・その他議長が必要と認めた事項 	委員選出要件、委員任期、協議事項等が各市町で異なる。	合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

事務事業名							
9	議会運営委員会						
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守をする。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 原則として法令等で定めのあるもの以外、選出しない。</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 貸与10部（日程は配付）</p> <p>【記録】 発言等を記載した会議録のほかに、決定事項等のみを記載した結果を作成</p> <p>【視察】 議会運営に関する調査のため、年1回県外視察を行う。 予算額 1人70,000円</p>	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守をする。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 原則として法令等で定めのあるもの以外、選出しない。</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に貸与（日程は配付）</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議報告書を作成</p> <p>【視察】 必要に応じ、委員を派遣（当初予算計上なし）</p>	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守する。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 （議会全員協議会にて選出）</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 審査、調査の必要に応じ委員を派遣（宿泊を伴わない）。 予算額 1人2,200円</p>	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守する。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 議会運営委員会及び全員協議会にて選出</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員長に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 予算計上なし</p>			

事務事業一元化調書

事務事業名							
10	任意の協議組織						
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【全員協議会】 協議事項 ・議決対象とならない重大な事柄について ・突発的に発生した重大な事件、事故等について ・将来的に大きな影響を与える施策等について ・その他議員が必要とする事項について 運営方法 議長が招集し、座長を務める。市長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。 傍聴 許可しない 記録 速記者により会議録を1部作成</p> <p>【代表者会議】 位置付け 会派代表者による協議組織（会派は所属議員2人以上） 協議事項 ・初議会の運営に関する1回目の協議 ・各会派間で調整が必要な事項等 運営方法 議長が招集する。 傍聴 許可しない 記録 事務局職員による要約筆記</p> <p>【部会】 位置付け 委員会委員による協議組織 協議事項 ・議決の対象とはならない、所管事項にかかわる事柄について ・突発的に発生した所管事項にかかわる事件、事故等について ・将来的に影響を与える所管事項にかかわる施策等について ・その他委員が必要とする事項について 運営方法 協議案件について質疑等を行う。 傍聴 許可しない 記録 速記者により会議録を1部作成</p>	<p>【全員協議会】 協議事項 ・議決の対象とはならない重大な事柄について ・突発的に発生した事件、事故等について ・将来的に大きな影響を与える施策等について ・議会の役職について ・議席の指定（変更）について ・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について ・その他議長が必要と認める事柄について 運営方法 議長が招集し、座長を務める。必要に応じ町長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。 傍聴 非公開 記録 記録は取らない</p> <p>【代表者会議】 該当なし</p> <p>【部会】 該当なし</p> <p>【議会活性化検討委員会】 委員選出方法 会派比例代表により組織（委員数7人） 協議事項 議会の活性化に関する事項 運営方法 委員長が召集 傍聴 原則非公開 記録 職員（書記）が会議報告書を作成</p>	<p>【全員協議会】 協議事項 ・議決の対象とはならない重大な事柄について ・突発的に発生した事件、事故等について ・将来的に大きな影響を与える施策等について ・議会の役職について ・議席の指定（変更）について ・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について ・議員の報酬等に関する事柄について ・その他議長が必要と認める事柄について 運営方法 議長が招集し、座長を務める。必要に応じ町長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。 傍聴 公開を原則（議長の判断による） 記録 記録は取らない（確認事項は、議長の管理のもとに保存し、閲覧、公表はしていない）</p> <p>【代表者会議】 該当なし</p> <p>【部会】 該当なし</p>	<p>【全員協議会】 協議事項 ・議決の対象とはならない重大な事柄について ・突発的に発生した事件、事故等について ・将来的に大きな影響を与える施策等について ・議会の役職について ・議席の指定（変更）について ・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について ・議員の報酬等に関する事柄について ・その他議長が必要と認める事柄について 運営方法 議長が招集し、座長を務める。必要に応じ町長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。 傍聴 公開を原則（議長の判断による） 記録 記録は取らない</p> <p>【代表者会議】 該当なし</p> <p>【部会】 該当なし</p>	代表者会議、部会は各町ではなく、又全員協議会の協議事項等も市と町では異なる。	合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

事務事業名							
11	委任専決事項						
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>【委任専決事項】</p> <p>工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約を締結すること（3億円未満）</p> <p>法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定にかかる額が1,000,000円以下のもの（交通事故に関するもので自動車損害賠償保障法の適用を受けるものは同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内）</p> <p>目的物の価額が1,000,000円以下の事件について訴えの提起、和解、調停を行うこと</p> <p>住居表示又は土地区画整理事業の実施に伴い、公の施設及び機関の位置の表示の変更に係る条例改正を行うこと</p> <p>法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと</p>	<p>【委任専決事項】</p> <p>地方自治法第96条第1項第12号の規定するもののうち、軽易と認められるもの</p> <p>法律上町の義務に属する1件の金額100万円以下の損害賠償の額を決定すること</p> <p>工事又は製造の請負契約について、議決契約金額の500万円以内の変更契約を締結すること</p>	<p>【委任専決事項】</p> <p>工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約を締結すること</p> <p>交通事故に関する和解及び公務災害の損害賠償額が1,000,000円未満のもの</p>	<p>【委任専決事項】</p> <p>工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約を締結すること</p> <p>交通事故に関する和解及び公務災害の損害賠償額が1,000,000円未満のもの</p>	委任専決事項の内容が市と町で異なる。	合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

事務事業名						
12	議会刊行物					
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【議会刊行物】</p> <p>「市政の概要」 内容：議会活動の充実に資することを目的に、市政全般について、前年度に実施した施策・事業の概略と成果を中心に掲載。 発行数：240部×年1回 配布先：議員、図書館等 有償刊行物として販売している。</p> <p>「調査時報」 内容：議会活動の充実に資することを目的に、本市と人口規模が類似している都市の予算、決算や地方自治の動向等を中心に調査編集。 調査対象市：30市 発行数：200部×年4回 配布先：議員、調査対象市等</p> <p>「議会月報」 内容：議会活動の充実に資することを目的に、各議員から依頼された調査事項（理事者側からの回答等）を中心に掲載。 発行回数：原則月1回 1回の発行部数：60部 配布先：議員等</p> <p>「議会史」 内容：明治22年の市制町村制施行時から昭和54年までの約90年間を対象に掲載。 「資料編」2巻、「記述編」2巻、「年表編」1巻の全5巻。 発行年月：平成3年3月～8年3月 発行部数：各1,000部 有償刊行物として販売している。</p> <p>「議会関係例規集」 内容：議会に関連する条例、規則等のハンドブックとして作成。 発行頻度：4年毎（改選期） 発行部数：100部 配布先：議員等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	特になし	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

事務事業名						
12	議会刊行物					
市町名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>「議会パンフレット」 内容：議会の運営等を市民に理解してもらうため、議会のあらまし等について掲載。 発行頻度：4年毎（改選期） 発行部数：3,000部 配布先：傍聴者、議場見学者等</p> <p>【歳出内訳】（印刷製本費） 市政の概要：640千円 調査時報：580千円</p> <p>【歳入内訳】（物品売払収入） 市政の概要、議会史の売払収入：74千円</p>					

(2) その他

1 1市3町の議会議員の定数等と任期

【単位：人】

	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	1市3町
人口(H12.10.1国勢調査)	605,561	23,036	30,345	10,896	669,838
法定上限数	56	26	26	22	56*
現行議員定数	46	16	18	12	92
現在議員数	46	16	18	12	92
任 期	H19.4.29	H19.5.7	H17.10.25	H19.12.31	-
議員1人あたりの人口	13,164	1,439	1,685	908	7,280

* は、地方自治法の定数

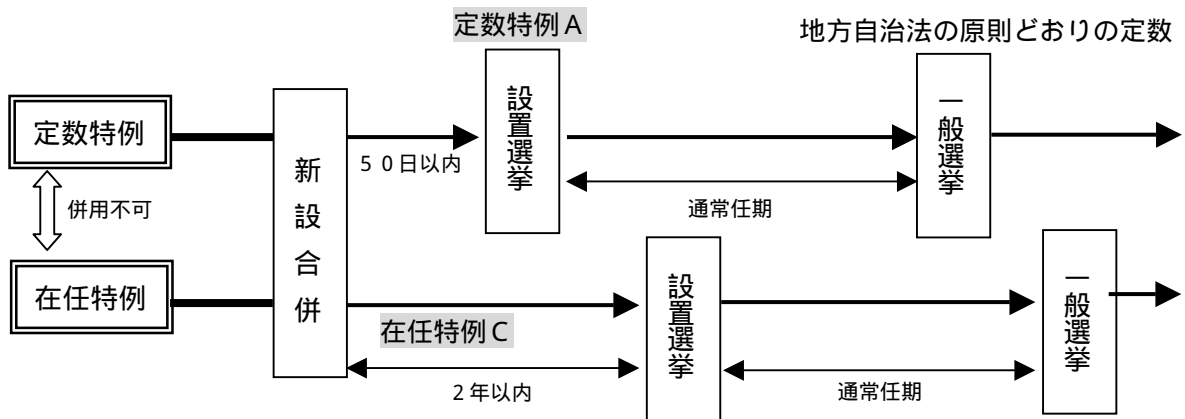
2 議会の議員の定数及び在任に関する特例【合併特例法第6条，第7条】

一般原則及び特例措置の内容

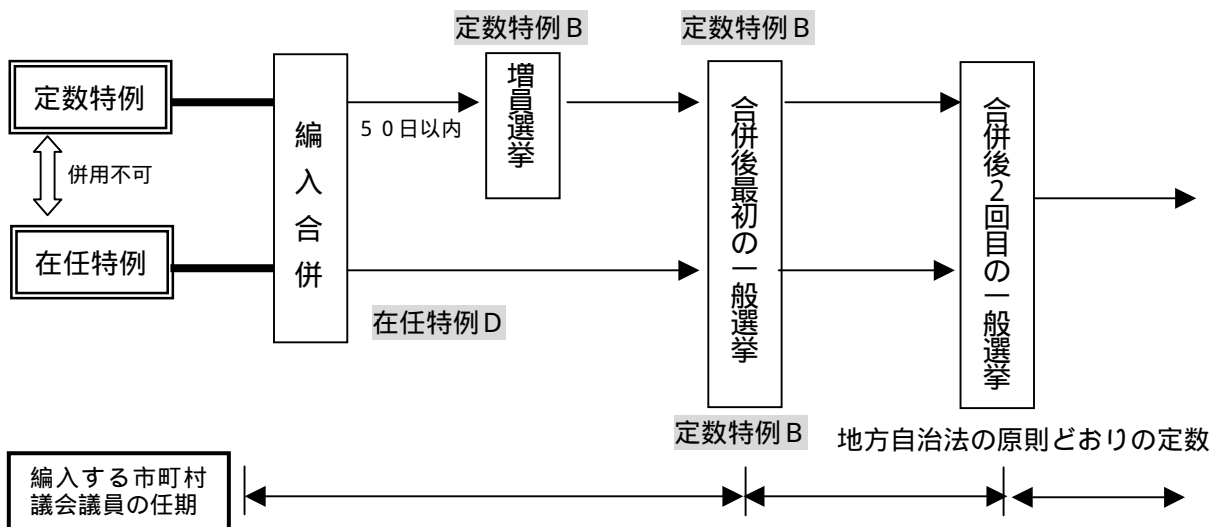
区 分	新設合併	編入合併
地方自治法による一般原則	合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の選挙を行う。	編入する市町村の議員の身分には変動がなく、編入される市町村の議員はその身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、合併後50日以内に増員選挙を行う。
合併特例法による特例	合併する市町村の協議により法定定数の2倍以内で議員定数を設定し、合併後50日以内に選挙を行う。 = 定数特例 A	合併する市町村の協議により、編入する市町村と編入される市町村の人口比に、編入する市町村の合併前の議員定数を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数加算数とし、合併後50日以内にそれぞれの編入される市町村を選挙区として加算分の増員選挙を行う。 = 定数特例 B 編入する市町村の議員の身分には変動がない。 この特例は、合併後の最初の一般選挙においても採用することができる。

合併特例法による特例	在任の特例	合併する市町村の協議により合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内に限り、引き続き在任できる。 = 在任特例C	合併する市町村の協議により、編入される市町村の議員が、編入する市町村の議員の残任期間に限り、引き続き在任できる。 = 在任特例D 在任特例を採用した場合、合併後の最初の一般選挙において、定数特例Bを採用して、編入された市町村の区域ごとに選挙区を設けて、増員選挙をすることができる。
------------	-------	--	---

新設合併の場合（合併関係市町村の議員に適用）



編入合併の場合（編入される市町村の議員に適用）



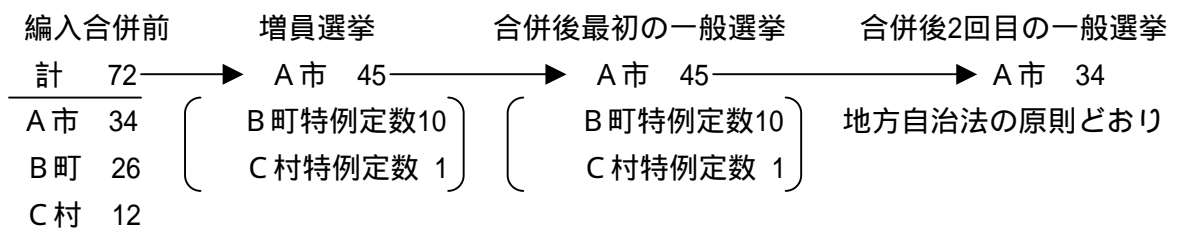
編入合併において定数特例を採用した場合の議員定数の推移（例）

事例：A市がB町及びC村を編入合併する場合

A市 人口100,000人、合併前の議員定数34人

B町 人口 30,000人、合併前の議員定数26人

C村 人口 1,300人、合併前の議員定数12人



編入合併特例定数の計算

B町：34人 × (30,000 / 100,000) = 10.2 10人（小数点以下は四捨五入）

C村：34人 × (1,300 / 100,000) = 0.442 1人（0.5人未満は1人に切上げ）

地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。
 - 一 人口2千未満の町村12人
 - 二 人口2千以上5千未満の町村14人
 - 三 人口5千以上1万未満の町村18人
 - 四 人口1万以上2万未満の町村22人
 - 五 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村26人
 - 六 人口5万以上10万未満の市30人
 - 七 人口10万以上20万未満の市34人
 - 八 人口20万以上30万未満の市38人
 - 九 人口30万以上50万未満の市46人
 - 十 人口50万以上90万未満の市56人
 - 十一人口90万以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)
- 3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなった市町村においては、その超えることとなった日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもって定数とする。
- 4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- 5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前2項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。
- 6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。
- 7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。
- 8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第六条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以上「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第三項」と、同法百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第六条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併をいう。)の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(昭六〇法一四・平六法二・一部改正、平七法五〇・旧第三条線下・一部改正、平一一法八七(平一二法六二)・平一二法六二・平一四法四・一部改正)

(議会の議員の在任に関する特例)

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。

(平七法五〇・旧第四条線下・一部改正)

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第七条の二 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであつた場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退

職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百六十一条第一項の規定の適用については、在職期間が十二年以上である者であるものとみなす。

- 2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第四条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の三十
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十七
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の四十一

(平一一法八七・追加、平一四法三七・一部改正)